



ハッキリ会の活動とは何だったのか : アジア女性基金成立直後の路線転換を一つの手がかりとして

大畑, 正弘

(Citation)

現代韓国朝鮮研究, 23:50-63

(Issue Date)

2023-11-30

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

© 現代韓国朝鮮学会

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100489526>



ハッキリ会の活動とは何だったのか アジア女性基金成立直後の路線転換を一つの手がかりとして

大畑正弘

(神戸大学大学院)

はじめに

1990年代初頭に生じた慰安婦問題⁽¹⁾に対して、政府、特に社会党政権である村山内閣はアジア女性基金⁽²⁾の設立をもってその課題に答えようとした。これに対して社会党に近い社会運動団体である「朝鮮女性と連帯する日本婦人連絡会」と「日本婦人会議」は基金を支持したものの、その他の慰安婦問題にかかわる諸団体は、「国が責任をもって真相を究明し、被害者に謝罪と補償を行ない、再発防止の措置をとるほかに、被害者の心身にわたる傷を癒す道はない。国が国民から募金をして、これを被害者に『見舞金』として渡すという計画は、被害者の名誉回復にも、犯罪の再発防止にもつながらず、何の解決にもならない」として反対や白紙撤回を要求した⁽³⁾。

そうした状況下にあって、唯一、ハッキリ会（正式名称：「日本の戦後責任をハッキリさせる会」）だけは、直前まで、アジア女性基金反対を表明しながら、基金成立直後にその立場を転換させ、基金を外から部分的に支持するとともに、女性基金の事務局に自らの会の会員を送り込むという行動に出た。

ハッキリ会はなぜそのような行動をとったのか。そのような行動をとったハッキリ会はその後どうなっていくのか。また、そもそもハッキリ会の活動とは何だったのか。

本稿は、ハッキリ会の活動の全体像の解明を通して、上記の問いに答え、1990年代の日韓の戦後補償問題や慰安婦問題をめぐる社会運動史の研究に寄与しようとするものである。

ハッキリ会とは、韓国人の元日本軍軍人・軍属・

遺族達で構成される「太平洋戦争犠牲者遺族会」（以下、韓国遺族会）が日本で起こす戦後補償裁判⁽⁴⁾を支援するために、フリージャーナリストの臼杵敬子が、1990年12月10日に結成した市民団体である。裁判原告の中に、金学順ら9名の元慰安婦が含まれていた⁽⁵⁾のために、裁判及びそれを支援するハッキリ会は大きな注目を浴びることになったが、同時にそのことが、同会のその後の姿を分かりにくいものにもした。

本稿では、1でハッキリ会に関する先行研究について確認を行う。その上で、2でハッキリ会の成立に至る経緯、3で成立後のハッキリ会の組織と活動について概観する。そして、4では、アジア女性基金の成立直後のハッキリ会の路線転換について考察し、最後に全体を振り返り、「はじめに」での問いに答えて本研究を終えたいと考える。

1. 先行研究

これまでハッキリ会については、同会代表の臼杵敬子や同会に対して、アジア女性基金の手先、「工作者」とみなして攻撃するもの⁽⁶⁾や、「その持続性・専門性の面において重要」と捉え戦後補償論の類型図の中に同会を位置づけようとした玄武岩（2022）、アジア女性基金に関与するアクターの一つとして同会の活動の叙述を行う土野（2010）などが見受けられるが、いずれも部分的な言及にとどまっており、ハッキリ会の成立から終焉までを見渡した上で同会を論じたものは管見では見当たらない。

また、アジア女性基金成立時の同会の路線転換については、同じく上記の土野（2010）が以下のように述べている。

「こうして発足したアジア女性基金をめぐる、個人補償を求める立場で一致していた民間の『慰安婦』問題解決推進アクターたちは、立場を異にすることになった。両者を分けたのは、当時の日本の政治状況に対する認識とそれに基づく運動戦略の違いであったといえる。つまり、個人補償が困難な日本の政治的現実をどう変えるかという点において、妥協策を排除し国家権力に正面から対峙し、あるべき解決策を提示していくのか、あるいは国家権力の内部に入り込み、妥協と闘いながらも内部から批判を加えていくのかというアクターの運動戦略の違いである」(土野 2010: 336)。そして後者の女性基金を支持する人々に共通のロジックは、戦後補償特別立法や国会による補償は現状の日本政府の下ではほぼ100パーセント不可能に近いので次善の策として基金支持を選択するというものではなく、「むしろ、彼/彼女らにとってアジア女性基金は、『100パーセント不可能に近い』とみなされている『立法や国会による補償』に近づけるための手段ないしは補償実現の可能性に繋げるためのステップだったのである」(土野 2010: 335)。

この点は、ハッキリ会においても、元会員の中西昭雄が、『月刊 フォーラム』掲載の論文の中で、「裁判のたびに注目されるのは元『慰安婦』という状況がつづき、元軍人・軍属にはなかなか関心が向かない。こういう状況の中で、私たちも元『慰安婦』への日本国の対応が、個人補償への道を切り拓く糸口になるのではないか、と思った」(中西 1996: 27)と述べていることに見られるように、確かにあったことは間違いない。しかし、ハッキリ会のアジア女性基金成立直後の路線転換の理由をこのことだけに求めるのであれば、それは不十分だと言わざるを得ない。なぜなら、アジア女性基金の事務局にハッキリ会の人間を一人送り込んだとはいえ、ハッキリ会自体はあくまで女性基金の外から必要な事柄を中心に部分的に協力するという事に最後までこだわったからである。同じ協力すると言っても、基金の内側からか、ハッキリ会の様に外側からか、この違いは大きいと言えるだろう。この点については、ハッキリ会の成立から終焉までの全体像を明らかにしたうえで、改め

て考えてみたい。というのも、ハッキリ会がなぜアジア女性基金成立直後に上記の様な行動をとったかを考える際に、同会の成立の経緯が重要性を持っていて、その点に本稿のアプローチの意味もあると考えるからである。

なお本稿では、分析のための資料として、機関誌『ハッキリニュース』『ハッキリ通信』、同会元会員原田信一が管理するハッキリ会 HP、同会元代表臼杵敬子やその他の元会員からの聞き取りやメール等による教示に多くを依拠した。

その際頻出する『ハッキリニュース』からの引用については、号数、出版年、月、日、引用頁の表記を、号数番号の後に〈 〉を付し、その中に出版された西暦年、月、日：引用頁を、以下の例のように省略した形で表記することとした。(例)『ハッキリニュース』57〈1997.12.10: 8〉

また、アジア女性基金には、「財団法人女性のためのアジア平和国民基金」「国民基金」という呼称も存在するが、本稿では、「アジア女性基金」という名称を統一的に使用した。

2. ハッキリ会の成立に至る経緯

(1) ハッキリ会の成立について

ハッキリ会の足跡の概要を示すと表1のようになるのだが、まずはハッキリ会の成立の経緯から見ていこう。その際重要なポイントとなるのが以下の(2)(3)の2つの出来事である。

後にハッキリ会を創設しその代表を務めることになるフリージャーナリストの臼杵敬子は、1990年6月から7月にかけて韓国遺族会が釜山からソウルまで500キロの徒歩大行進を行うのを取材し、日韓の戦後補償が1965年の日韓基本条約では十分には果たされていないことを痛感する。そして、それが縁で韓国遺族会との付き合いが始まり、その流れの中で1990年10月28日夜の早稲田奉仕園での出来事に遭遇する。その場で、窮地に陥った韓国遺族会理事梁順任を助けた臼杵は、弁護団長高木健一の選定にも関わり、その裁判を支援していくためには組織的な対応が必要という事でハッキリ会の結成に至るのである。それではこれらの点について以下もう少し詳しく見ていこう。

表1 ハッキリ会の足跡の概要

西暦年	月	日	事 項
1990	6		韓国遺族会が釜山・ソウルを徒歩大行進（7月）。臼杵取材で韓国遺族会に初遭遇。
	10	28	早稲田泰仕園で、宋斗会と梁順任が大喧嘩。臼杵が梁に協力することに。
			（この間に、弁護団長を高木健一に決定）
	12	10	ハッキリ会、誕生。
1991	12	6	韓国遺族会が裁判提訴。
1992	6	1	最初の原告に元慰安婦原告6名が加わって第1回口頭弁論。金田君子が証言。
1993	10	18	厚生省社会援護局から韓国旧日本軍軍人・軍属24万4000人分の名簿が届けられる。
1994	6	6	第9回口頭弁論。金学順証言。
1995	8	下旬	ハッキリ会が路線転換。アジア女性基金を外から監視し支える立場に。
1996	12	9	金田君子が、アジア女性基金のお金を受け取ることを正式に表明。
1997	1	11	金田君子ら元慰安婦7名が、アジア女性基金から首相のお詫びの手紙と「償い金」、医療福祉事業の目録を受け取る。以後、7人の元慰安婦に非難や嫌がらせが。
	7	14	ハッキリ会代表の臼杵敬子が韓国入国禁止に（以後約2年間）。
	末		旧日本軍軍人・軍属の未払い給与の一部を発見。
2001	3	26	東京地裁、訴え棄却。のち控訴。
	7		臼杵敬子、「新党・自由と希望（代表：白川勝彦）」から第19回参議院選挙に立候補、落選。（たまたま声がかかり、戦後補償の宣伝になるならと立候補したとのこと。臼杵敬子より2022年5月27日、丸亀市民交流センターにて筆者が聞き取り）。
2002	7	22	東京高裁、訴え棄却。のち控訴。
2004	11	29	最高裁で敗訴確定。
2007	初頭		ハッキリ会、自然消滅的な形で解散。
	1		NPO法人C2SEA 朋（シーツーシーとも）設立。（～2017年）

出典：ハッキリ会HP、「ハッキリニュース」、関係者からの聞き取り等から筆者が作成。

(2) 韓国遺族会と臼杵敬子、両者の出会い

両者との出会いを述べる前提として、まず韓国遺族会とは何かという点から見ていこう。韓国遺族会とは、1973年4月、韓国太平洋戦争遺族会として釜山で結成された組織の後身である。「遺族会は、日韓条約に基づき韓国政府が元軍人・軍属

の遺族に1人当たり30万ウォンの慰労金を出すのを決めたことに対して『こんな低額では補償とは言えない』と拒否した。〔中略〕87年、日本で台湾元軍人・軍属の死亡者への弔慰金の支給が決定したのを契機に遺族会は日本政府に対して裁判を起こす方針を打ち出し、（翌1988年6月に－引用者）元軍人・軍属の生存者も加えて『太平洋戦争犠牲者遺族会』として再スタート」（松井1992: 28）する。

韓国遺族会が裁判を起こすにあたり、遺族会理事梁順任が、日本に対して強く訴えたのは以下の5点である（梁順任1991: 50）。

- 一、太平洋戦争韓国犠牲者に直接公式に謝罪せよ。
- 一、韓民族強制連行者の生死を名簿確認し、即刻公開せよ。
- 一、韓国犠牲者の遺骨をすべて発掘し、故国に送還しろ。
- 一、韓国犠牲者に国際慣行に従い賠償せよ
- 一、現在、日本銀行に供託した韓国労働搾取未払い賃金を、遺族に直ちに返還せよ。

では次に臼杵敬子がどういった事情でこの韓国遺族会と出会い、彼らの裁判を支援するようになっていくのかをみていこう。そのあたりの事情について、ハッキリ会の機関誌上で臼杵敬子自らが語っている文章が存在するので以下に掲載する（臼杵1997b: 7-8）。

一、私は1948年〔中略〕出生。いわゆる団塊世代ですので戦争そのものの実体験は全くありません。高校卒業後、大学に入学しましたが3年生の時、大学紛争が始まり長引く中、出版社系女性誌の取材記者としてマスコミの仕事をすることになり、現在までフリーの立場で雑誌取材、本の執筆、テレビの構成やディレクターを仕事としてきました。

二、私は韓国について全く無知といって過言ではありませんでした。〔中略〕キーセンツアーが多かった1976年、初めて韓国を訪れ、「近くて遠い国」の実感に衝撃を受け、それから何度も

韓国に渡るようになり、思い高じて 1982 年には 1 年近く、語学留学しました。以来、取材などで 100 回以上韓国に行き、さまざまな分野の韓国人にも出会い、日韓の過去から現在について考えるようになりました。〔中略〕戦後補償について認識を持つようになったのは、1990 年 6 月から 7 月にかけて韓国太平洋戦争犠牲者遺族会（以下、韓国遺族会）が釜山からソウルまで 500 キロの徒歩大行進を展開し、その取材を通して〔中略〕戦後 45 年もたつのに肉親の生死さえ知らされずにいる人が余りに多く、一体、韓国人に対する戦後処理はどうなっているのかという疑念が沸いてきました。当時の私は日韓条約ですべてが解決済という漠然とした思いを持っていましたが、目前に元軍人軍属、徴用者やその遺族たちの訴えを聞いて、戦後、生死の確認や遺骨の返還など基本的な戦後処理が全くなされず放置されたままであることを思い知らされました。戦争動員した日本による生死の確認がなければ、戸籍処理もできず、葬式、法事といった祭祀すら執り行えない肉親としての悔しさ、悲しさはどれほどでしょう。日韓条約では戦争動員された数多くの犠牲者たちの実際的な問題解決はなされていないと実感させられました。（下線は引用者）

香川県から上京した臼杵は、日本大学で演劇・映画を学ぶが、日大闘争の後中退し、女性誌の契約記者を振り出しに、テレビの構成作家など幅広くマスコミの仕事をするようになる。そして、韓国との度重なる往来を経て、韓国が徐々に彼女にとって特別な存在となっていく。特に、1982 年の韓国長期滞在の際に、臼杵が「韓国の母」とも慕う全玉淑の家に下宿させてもらったのは大きかった。臼杵は、韓国での人脈を広めていくとともに、全の経営する飲食店を手伝いつつ韓国の庶民の世界をより深く学んでいき、そのことが、臼杵のその後の考え方や行動を大きく規定することになる。そんな折に劇的に出会ったのが韓国遺族会であった。

前出の引用文中の言葉を借りると、「戦後 45 年もたつのに肉親の生死さえ知らされずにいる人が

余りに多く、一体、韓国人に対する戦後処理はどうなっているのか」、「戦争動員した日本による生死の確認がなければ、戸籍処理もできず、葬式、法事といった祭祀すら執り行えない」、「肉親としての悔しさ、悲しさはどれほど」のものか、「日韓条約では戦争動員された数多くの犠牲者たちの実際的な問題解決はなされていない」と考えるのであった。

(3) 韓国遺族会の内紛と高木健一弁護士、ハッキリ会の誕生

ただ、臼杵が実際に韓国遺族会を支援するようになるまでということで言うと、上記 (2) はあくまで前段のエピソードにすぎない。臼杵が実際に裁判支援に乗り出すためには、もう 1 つの劇的な出来事との遭遇が必要であった。それは、1990 年 10 月 28 日夜、東京・早稲田奉仕園で始まった。

当初、韓国遺族会は、宋斗会や青柳敦子を中心とする「日本国に朝鮮と朝鮮人に対する公式陳謝と賠償を求める裁判をすすめる会」の協力を得て裁判を進めて行く予定であった。

しかし、1990 年 10 月 28 日夜、早稲田奉仕園で、裁判のあり方をめぐって宋斗会と梁順任が大げんかをし、その場を追い出された梁順任は、神楽坂の臼杵の自宅で臼杵と深更まで語り合い、彼女に協力を要請した。臼杵敬子の韓国遺族会裁判への支援はここに始まることになる。

その後臼杵は、梁順任が日本に滞在可能な数日のうちに、高木健一に弁護士団長就任への了解を取り付け、その上で、中西昭雄や原田信一といった雑誌『ペンギン・クエスチョン』等で旧知の間柄であったジャーナリスト仲間に声をかけ、1990 年 12 月 10 日、「日本の戦後責任をハッキリさせる会」（略称：ハッキリ会）を結成するのである。引き続き臼杵の声を聞いてみよう（臼杵 1997b: 8）。

韓国遺族会は当初から対日裁判提訴の意思をもって日本の別の支援団体と提携し、1990 年 10 月 29 日に、本人訴訟を起こしました。しかし、この裁判には弁護士がいない本人訴訟だったため、その後、弁護士がつく正式裁判を準備しようということことになり、ことの成り行きを取

材していた私に相談が持ちかけられ、新たな支援団体が必要になり、私が周辺に呼びかけて作ったのが「日本の戦後責任をハッキリさせる会」(以下、ハッキリ会)です。1990年12月10日に結成。提訴のための実態調査や弁護団の訪韓調査を10回以上実施した後、91年12月6日、本裁判を提訴。裁判支援や国会を通して戦後補償問題を広く訴えてきました。〔以下略〕

ところで臼杵敬子と梁順任はどのようにして戦後補償裁判で著名な高木健一に行き着くのか。弁護団長を選定するにあたって、臼杵は、中西昭雄とその友人の山中幸男⁽⁷⁾に相談し、その時に山中の口から出たのが、在日韓国人第1号弁護士金敬得と高木健一、そして、臼杵と梁が両者と面会した末に決まったのが高木健一であった。ただその際、高木弁護士のほうから1つ条件が出された。それは、裁判は引き受けても良いが、宋斗会と手を切るならばというものであった⁽⁸⁾。「サハリン残留韓国・朝鮮人問題」をともに闘う中でいろいろと苦労があったからということであった⁽⁹⁾。

3. ハッキリ会の組織と活動について

(1) ハッキリ会の組織と活動の概要

表2は、ハッキリ会の組織の概要について、主に路線転換以前の状況を中心にまとめたものである。臼杵敬子が終始代表を務め、会員数は最高時で700名⁽¹⁰⁾。機関誌としては、月一度の発行を原則とする『ハッキリニュース』と、ページ数も多くよりまとまった内容の周知をめざす『ハッキリ通信』があった。ハッキリ会会員の中西昭雄が1985年に設立した編集工房「寒灯舎」の一角を間借りする生活からのスタートで、会合は毎週木曜日の夕方に開かれた。韓国遺族会が成田空港に降り立ってから韓国に帰るまでの間の宿舍や活動の全てを支援し、その活動内容としては、韓国遺族会の要求に基づいて、以下の3つの内容に渉るものであった。

①裁判の支援・共闘〔＝韓国遺族会の法廷闘争の支援。〕

②旧日本軍軍人・軍属・徴用者等の名簿の調査・

公開活動の支援・共闘

③政治的な解決も視野に入れての、日本国や世論に向けての訴えや行動の支援・共闘

以下本稿でも、上記①～③の区分に従って、ハッキリ会の活動の内容について記述する。

(2) 裁判の支援・共闘

(ア) 裁判の提訴

1990年12月10日に誕生したハッキリ会であるが、その後1991年夏に、自分は元慰安婦だったとカムアウトした金学順が韓国遺族会裁判に参加したことにより、にわかに脚光を浴びて忙しくなっていく。というのも当初、韓国遺族会とハッキリ会は、元慰安婦達を裁判の原告に加えようとは考えていなかった⁽¹¹⁾。しかし金学順他2名の元慰安婦達が裁判に参加するということになって状況は大きく変化する。

そしてこの時点では、実名で名乗り出ていて顔を出してもかまわない唯一の元慰安婦ということになるのだが、彼女には少し困った事情が付随した。彼女の複数の証言にブレがあり、証言の信憑性が疑われるという事が存在したのである。

そしてそのことを憂慮した韓国遺族会やハッキリ会は、1991年12月6日に提訴はするものの、その後、原告団の補強をめざして臼杵や高木が渡韓し、現地で面接やヒアリングを重ね、新たに出てきた元慰安婦6名を追加提訴する。そして、1992年6月1日の初公判には、この時名乗り出てきたブレのない金田君子の証言で臨むことになるのである。

ちなみに現在、金学順については、毀誉褒貶さまざまな評価が存在するが、臼杵の見解は赤石(2020)での彼女のコメントに見られるように、「証言にブレがあったことは、慰安婦問題を提起する上では大きな問題でしたが、彼女が日本軍に連行され被害に遭ったことは間違いありません」というものである。

(イ) 裁判敗訴

裁判が長引く中で、被害者の中には高齢化と貧窮化にあえぎ、判決結果を見ずに鬼籍に入る者も相次いだ。ハッキリ会としては、そういった原告

表2 ハッキリ会の組織の概要（路線転換以前の状況を中心に）

会の成立	1990年12月10日
会の解散	2007年初頭（自然消滅的な形で）
会の代表	臼杵敬子（最初から最後まで）
会員数	最高時で700人
機関誌	『ハッキリニュース』（原則、月1回発行）、『ハッキリ通信』（特集的に発行。1～5号）
規約・会則	ハッキリ会 HP 上の「About: 日本の戦後責任をハッキリさせる会 / 臼杵敬子代表」という記事によると、ハッキリ会は、「組織や思想信条を問わず、規則や出席・参加の義務化もない。ハッキリ会はゆるやかな個人が連携する集まりとした。これが、自然に了解事項となった」ということだが、「出会いから半年たった時点でたどり着いた『約束事』は、次のようなものだ」という事で最低限の約束事はあった。『ハッキリ通信』創刊号3頁からまとめておくと以下の通り。 一、われわれは、日本によるアジア・太平洋戦争の戦争責任の決着が十分になされずそのことが新たな戦後責任を生じさせている、との立場に立ち、当面、次の活動を行う。 ①韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」の対日訴訟などの行動を支援する。そのために裁判支援基金を設ける。 ②アジア・太平洋戦争下での、韓国・朝鮮人の軍人・軍属、強制連行による徴用者の名簿調査を「遺族会」と連携して行う。 ③日本政府に対し、名簿の完全収集とその公開をあらゆる手だてを用いて求めていく。 二、機関誌『ハッキリ通信』を発行する（原則として月一回刊行）。(No.4から『ハッキリニュース』に名称変更・筆者) 三、会は会員によって構成され、年会費を三〇〇〇円とする。(1993年4月より4,000円に値上げ・筆者。『ハッキリニュース』18(1993.3.20:11)より。理由は「財政逼迫につき」) 四、会の略称を「ハッキリ会」とする。
会の事務所	設立当初は、会員の中西昭雄が設立した寒灯舎に間借りする形で始まった。その後同じビルの2階上に空室ができたのと、活動の多様化、資料の増加等もあって独立した部屋を事務所として使用するようになるが、財政節約のために再びもとの間借り生活に逆戻りということになってしまう。(以下の年月日は『ハッキリニュース』掲載のもの) ①東京都渋谷区渋谷 2-5-9 パル青山ビル 301 寒灯舎内 創立時～ ②東京都渋谷区渋谷 2-5-9 パル青山ビル 501 1992年10月20日～ ③東京都渋谷区渋谷 2-5-9 パル青山ビル 301 寒灯舎内 1996年8月15日～解散時
活動の形態や会議の日時	ハッキリ会 HP 上の「About: 日本の戦後責任をハッキリさせる会 / 臼杵敬子代表」という記事をもとに要約的に紹介すると以下のようになる。 ハッキリ会は、戦後責任・戦後補償を課題にして、個人参加の活動グループとして機動的に動いてきた。代表はあくが、いわゆる知名人を幹部に並べたりしていない。事務局は毎週木曜日に集まるメンバーで会議。つぎつぎに行動を起こしていった。集会、デモ、座り込み、政府・政党・国会議員への働きかけ、名古屋、大阪、神戸、九州一円、北海道などでの証言集会。ハッキリ会独自に、また韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会からの来日メンバーと共同で、行動を重ねた。臼杵敬子は韓国語を自由に話せる。ほかにも韓国語に長けたメンバー、マスコミに強いメンバー、ニュース編集や出版になれたメンバー、食事や自動車運転に自信あるもの、行動での韓国・遺族会の世話をするもの、とにかく動きの早い学生たち…とネットワークをひろげていった。なお、専従費を出す余裕は皆無だったので、活動は全くの手弁当であった。
財政・活動資金	数か月に1度くらい必ず『ハッキリニュース』紙上に「会計報告」が掲載されて、ガラス張り金にきれいな組織運営が行なわれていた。しかし韓国遺族会の受け入れや支援活動などで費用がかさみ、台所は火の車であった。したがってカンパ要請の文章がかなりの頻度で『ハッキリニュース』に載せられていた。

〔出典〕ハッキリ会 HP、『ハッキリニュース』、『ハッキリ通信』、関係者からの聞き取り等をもとに筆者が作成。

達のために、随時カンパを呼びかけたり「緊急ケア基金」⁽¹²⁾を設立したりして対応しようとするのだが、十分なものとは言えなかった。そして、足かけ14年にも及ぶ裁判は、2004年11月29日、最高裁で最終的に敗訴が確定する。元慰安婦を含んだ戦後補償裁判ということで、「マスコミでも大きく報道」(山手 2004: 53)され各方面から注目された裁判だったが、最後は、非常にあっけな

いものであった。

「主文 本件上告を棄却する。上告費用は上告人らの負担とする⁽¹³⁾」。主文だけなら僅か10秒、理由を入れても10分もかからない内容に、判決後、チョゴリ姿の原告ら数人が傍聴席との仕切りを越え法廷内に入り、叫び声をあげて抗議して職員に制止されるという場面も見られた⁽¹⁴⁾。

(3) 旧日本軍軍人・軍属・徴用者等の名簿の調査・公開活動の支援・共闘

(ア) 名簿の大量発見

この問題については、韓国の盧泰愚大統領が1990年5月24～26日に訪日した際に正式に名簿の公開要求が行われ、それを受けて日本政府が1991年1月に韓国政府に9万人余の名簿を渡すのだが、それでは不十分として、同年8月6日に韓国遺族会が名簿公開を求めて来日する。

そして、厚生省・労働省などと交渉を重ね最終的に、以下の『週刊 アエラ』(1993年11月1日号、54頁)の記事に見られる様に不明とされていた名簿の存在を明らかにするのである⁽¹⁵⁾。

○ないはずの名簿が出てきた

(一九九三年－引用者) 十月八日昼、在日韓国大使館に二トントラックが一台横付けにされた。積み荷は厚生省社会援護局からの段ボール箱七十九個で、旧日本軍に徴用された朝鮮人の軍人・軍属約二十四万四千人数分の名簿の複写だった。

厚生省は長く、「朝鮮人だけの軍人・軍属名簿はない」と否定してきたが、実は庁舎の地下二、三階の倉庫にあった。韓国元学徒兵の告発をきっかけに名簿の所在が分かり、韓国政府の要請で今回引き渡されたのが、その複写だ。〔以下略〕

(イ) 軍人・軍属の未払い給料の発見

また、軍人・軍属の未払い給料の発見についても、金額は限られていたとはいえ、旧日本軍軍人・軍属達に以下のような実際的な恩恵を生むことになった。それは1997年の末に起こった。まずは一水会『月間 レコンキスタ』第495号(2000年8月1日)第8面に掲載された白杵の声を聞いてみよう⁽¹⁶⁾。

私たちが支援したいいわゆる遺族会裁判は、結果は勝利には結びつかなかったが大きな成果もあった。それは未払い給料だった。ある時(1997年末－引用者)、厚生省と会議中、私が生死確認書類を見ていて、多くの書類に“マル未”の判が押されていることだった。これは何か?と

いう問いに、担当官はアッサリ「未払い給料です」と答えた。それを機に遺族会による“未払い給料確認”がまたたく間に広がった。生死確認申請と同様、申請者書類を添付し申請すれば厚生省は回答してくれた。これは大きな前進といえた。軍人軍属未払い金だったが、総額は当時のお金で約一億円に近い金額だった。「私の父が命の代償に遺してくれたのは、たった四十五円。でもこれが父の唯一の遺産です。うれしい…」とある遺族が涙ながらに書類をみつめていた姿は忘れられない。

(4) 政治的な解決も視野に入れての、日本国や世論に向けての訴えや行動の支援・共闘

(ア) 多忙多彩な活動の日々

ハッキリ会の韓国遺族会を支援しての活動は、法廷闘争や対厚生省交渉のみにとはとどまらなかった。「台湾人元日本兵戦死傷補償請求訴訟」や「米政府による第2次世界大戦中の日系人強制移住に対する補償」などの先行の諸経験なども視野に入れつつ、各回の口頭弁論後の記者会見や報告集会、各地での支持者集会への参加、デモ行進やハンストなどの示威活動⁽¹⁷⁾、政府高官や各政党へのロビー活動、裁判勝訴や世論喚起のための更なる調査活動、1993年6月実施の日韓ハッキリコンサートのようなカンパと支持集めのための様々なイベント等々、白杵らは韓国遺族会と共に、手弁当で、日々多忙で多彩な活動を展開していった。

特に当時は、現在の様に、「韓流」等の影響で沢山の人が日韓両国の間を行き来し韓国語を理解できる日本人も多くいるという状況とは異なり、まだまだ言葉や文化の違いによる壁は大きかった。したがってハッキリ会の面々は、韓国遺族会の人達が日本で行動する際には、常に彼らの目・耳・口となって行動を共にしなければならなかったのであり、その負担は大きかった。

(イ) 自治労との連携

ここでハッキリ会の活動と自治労との連携についてもみておこう。実はハッキリ会は韓国遺族会の裁判支援の活動を進めていく中で、自治労との友好関係を築いていく。そしてそれがその後のハッキリ会の活動にも無視できない要因となるのである。

自治労は、1993年5月の第101回中央委員会を経て、同年8月の第62回定期大会で「1994年度運動方針」を採択し、「植民地支配と戦争責任への謝罪」と「被害者に対する適切な補償措置が取られるよう、市民団体と連携して運動を進めていくこと」を正式に決定する（自治労運動史編纂委員会 2008: 740-741）。そしてこの戦後補償を積極的に進めていこうとする姿勢は、アジア女性基金成立時にも貫かれ、基金の理事会と運営審議会という組織の中核部分に人を出して基金を内側から支えつつ、元慰安婦達の救済の早期実現を図っていくことになる。

この様な自治労と連携し、自分たちが支援する韓国遺族会の要求実現を図っていこうというのがハッキリ会の一つの戦略であった⁽¹⁸⁾。

（ウ）女性基金の成立とハッキリ会のその後

1995年7月にアジア女性基金が成立する。この動きに対してハッキリ会は、直前まで、アジア女性基金反対を表明しながら、基金成立直後にその立場を転換し、基金を外側から部分的に支えるとともに基金の事務局に自らの会の会員を送り込むという行動に出た。そして、基金の対韓国関係の活動にも協力し、彼らに近い金田君子ら7名の元慰安婦がアジア女性基金からお金を受け取ってもよいという事態に進展するのだが、その後の対応が大変であった。

なぜハッキリ会は、それまでの立場を転換したのか。この点については次章の4で改めて考察することとして、ここではハッキリ会のその後について明らかにしておこう。

路線転換後のハッキリ会と自治労は、元慰安婦達の対政府交渉などにおいても積極的に彼女達を支援し、最終的には、「台湾人元日本兵戦死傷補償請求訴訟」や「米政府による第2次世界大戦中の日系人強制移住に対する補償」などの当時の補償額の先例の約2.5倍にあたる、一人あたり総額500万円の補償が実現した。これに対して韓国遺族会裁判の原告の一人である金田君子は、「〈償い金〉200万円と〈医療福祉事業〉300万円の合わせて500万円ということなら私は受け取りたい。死んでから何億円、賠償補償したからといってどんな意味があるのか」（『ハッキリニュース』54

〈1997.2.20: 2〉）と述べてアジア女性基金からのお金の受け取りを表明し、他の6人の元慰安婦達もそれに続いた。

しかしこれには大きな代償が伴った。アジア女性基金に反対する挺対協⁽¹⁹⁾やそれに同調する日韓の人々から、ハッキリ会や、同会に近くアジア女性基金からのお金の受け取りを表明した元慰安婦達に対して、様々な非難や妨害行為が行われることになったのである。ハッキリ会代表の臼杵敬子は2年間韓国への入国を差し止められ⁽²⁰⁾、その活動に対して悪の「工作者」といったレッテルが張られた⁽²¹⁾。また、上記の元慰安婦達は、民族の裏切り者として、「日本からの汚れた金を受け取れば、本当の娼婦になる。7人は娼婦だ!」（挺対協共同代表尹貞玉の言葉⁽²²⁾）といった誹謗中傷にさらされ、他の元慰安婦達に対して実施された韓国政府からのケアや補償からも排除されたのである。

これらの動きに対して、ハッキリ会側は、『ハッキリニュース』に、金田君子の以下のような訴えを掲載して、その非を訴えた。

●もと「軍隊慰安婦」金田君子さん（76）の訴え！

国民基金から金を受け取ったからと支援団体は、傷ついた7人のハルモニたちの傷口に塩を擦り込むような仕打ちをするのか。いってみれば挺対協という団体は、刀は持っていないが強盗と同じだ。病気を抱え体も衰弱した私たちに対し、慰安婦であった故に結婚もできず子供も持てず、孤独の中で生き永らえ、死ぬ時も独りぼっちの部屋で誰も知られずに死体を横たえるしかない私たちを、なぜこのようにいじめるのか。1月に日本から200万円を受け取ったから（韓国では200万円と宣伝されていた）と、口には出せないような脅迫をし、韓国政府からの生活費もやらない、アパートも追い出すとハルモニたちを脅迫。〔中略〕200万円を受けたから娼婦だと7人をののしり、私たち7人は被害者ではなかったかのようにあらゆる行事から疎外、差別しているのは挺対協だ。私たちは、実被害者であり、いつ死ぬかもしれない状況だから、生きている間に日本から受け取りたいと決心し

たのに、なぜ支援団体が私たちをいじめるのか。何のために申告して名のり出たのか、こんなことなら後悔する思いが強い。(『ハッキリニュース』56〈1997.9.20: 4〉)

またハッキリ会も、会側の主張として臼杵を中心に、被害者達の生きている間での救済や被害者達による主体的な選択の尊重、支援運動や戦後補償問題のあるべき姿等について同じく機関誌上で訴えた。しかし、状況を大きく好転させるには至らなかった。

(あ)「被害当事者が生きている間に自らの意思で選択をしたいという時、支援する立場の団体が被害当事者に圧力をかける構造は理解に苦しむ。〔中略〕『生きている間に』『名誉回復、尊厳回復を』といった被害当事者の思いを、私たちはなによりも重く受けとめなければならない」(『ハッキリニュース』54〈1997.2.20: 2-3〉)。

(い)「基金の受け取りも基金や支援団体の工作といった浅薄なものでなく、深い逡巡と悩みのなかからの主体的な選択だった。〔中略〕その当事者が選択する意思こそ尊重すべきだ」(『ハッキリニュース』55〈1997.6.1: 2〉)。

(う)「団体の考える方向と違った選択をしたからといって被害当事者を差別し苦しませ結果的に不幸になるようなことは避けるべきだ」(『ハッキリニュース』55〈1997.6.1: 2〉)。

(え)「戦後補償実現の道のりははるかに遠いが、この7年間私たちを支えてきたのは被害当事者達との飾らない人間同士の交流と信頼だった。〔中略〕お互いの民族主義を振りかざす対立は互いに理性をもって遠ざけ、あくまでも被害当事者主義に立つ観点から山積する戦後補償問題を解決する現実的方策の模索を開始しなければならない」(『ハッキリニュース』56〈1997.9.20: 7〉)。

そしてハッキリ会はその後、前述のように支援していた裁判が敗訴し、政治的な解決による被害者達への補償も実現できないままに2007年初頭に自然消滅に近い形で解散する⁽²³⁾。そして以後、臼杵らは、自治労出身の元アジア女性基金関係者と共にNPO法人C2SEA朋を立ち上げ、外務省の委嘱の下2007年4月～2016年3月までの

10年間、元慰安婦達へのケアを中心に有志で活動を継続した後、静かにその歩みを止めるのである。

4. ハッキリ会の路線転換とその理由

前述の様に、本章ではハッキリ会が、なぜ路線転換を行ったのかという事について考えてみよう。ハッキリ会は、直前の1995年6月までは他の社会運動団体と同様にアジア女性基金反対で共同歩調をとっていたのだが、女性基金の成立直後、路線転換に踏み切る。その時期は1995年の8月下旬である。その点は、同会会員の原田信一が会内部での議論をへて、アジア女性基金の事務局に正式に勤めるようになるのが9月1日であり、関係者の証言⁽²⁴⁾やその直後の『ハッキリニュース』43〈1995.9.12: 1-4〉の記事においても確認できる。

ではなぜハッキリ会は、当時全面否定する人達が大半であったアジア女性基金に対して、あえて基金の事務局に自会から人を送り込んだ上で一部協力していくという道を選んだのだろうか。その原因として考えられるものは以下の二点である。

第一は、土野(2010)もいう様に、情勢の急速な不利化とそれへの対応である。1995年という年は、「戦後50年」の節目の年という以外に、大きな出来事が頻発した年であった。1月17日に阪神淡路大震災、3月20日地下鉄サリン事件、そして7月23日第17回参院選での社会党の大敗、戦後50年国会決議と8月15日の村山談話、そしてそれに反対する勢力の急激な強まり⁽²⁵⁾。韓国遺族会やハッキリ会を取り巻く環境が激変し、このままでは遺族会の被害者全員への補償実現どころか、その部分的実現でしかない女性基金による元慰安婦達への補償ですら危うい状況となってしまう。こうした事態の中で、ハッキリ会は、救済は、「高齢化した被害当事者が存命中にできうるかぎり具体的に行うことが重要」⁽²⁶⁾なのであり、存命中の被害者救済実現に一步でも二歩でも近づくために、まずは女性基金を外から支え、被害者達の一部への補償・救済を実現し、それを突破口として他の被害者達にも広げていこうとしたのである⁽²⁷⁾。

第二は、これまでその実現が難しかった被害者たちの声を政策実施主体側にどう届けて反映させてゆくかという課題を、今回の路線転換で実現しようとしたということである。即ち、「被害者の声、運動体の考えを『女性基金』に反映するため、ハッキリ会事務局の原田さんを『女性基金』の事務局に送り込む道を選択」⁽²⁸⁾したということであり、「積極的にプロジェクトを提案して実施させるべく、韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会や元『慰安婦』のハルモニ（おばあさん）たちと相談しながら、提案していく」⁽²⁹⁾、即ち、被害者たちの生の声を政策実施主体側に届ける場としてアジア女性基金を利用しようとしたのである。

この点は以下の様にも言えるだろう。鄭柚鎮は、被害者の声を聞くという事に焦点を当ててアジア女性基金と挺対協を分析した論文の中で、両者がともに、「双方の運動のなか、『慰安婦』制度の被害当事者とは異なる『慰安婦』問題運動の当事者」^(鄭柚鎮 2018: 213、下線は引用者)となった、そして、アジア女性基金をめぐる議論の中で、「被害者の言葉は多く取り上げられたが、彼女たち自身は議論の主体にならず、彼女たちの言葉は論議の根拠として、客観性を担保する証しとして、正しさのよりどころとして、未回復の症候として意味作用した」^(鄭柚鎮 2018: 214)と述べた。

鄭はこの論文の中で、ハッキリ会には直接言及していないが、この点を取えてハッキリ会にあてはめて言うと、ハッキリ会は、「『慰安婦』問題運動の被害当事者」ではない立場を堅持しつつ、元慰安婦の被害者達と同じ地平・場所で被害者達の生の声を聞き、その声を政策実施主体に届け、被害者達の要求実現の前進を支援するために路線転換を行ったという事ができるだろう。

即ち、臼杵を中心とするハッキリ会の面々は、様々な厳しい批判にさらされ離脱者もかなりの数が出て⁽³⁰⁾、状況は決して楽ではないけれども、高齢化と貧窮化が進む韓国遺族会の被害者達の生きているうちの補償・救済を第一に考え、被害者達の生の声や要求をアジア女性基金や政府側にしっかりと届けようとした。そして、その実現のために、まずはアジア女性基金を、内側の自治労と連携しつつ基金外側から支えて元慰安婦達に補

償・救済を実現し、そのことを突破口として、元軍人・軍属・遺族達への個人補償も実現させようと考えて、「厳しい状況の中で、実質的な補償措置を作り上げていくため、やむにやまれず選択した道」⁽³¹⁾として、路線転換の道を選んだのであった。

おわりに

それでは最後に、「はじめに」での問い、即ち、ハッキリ会は、なぜ、アジア女性基金成立の直前まで基金反対を表明しながら、基金成立直後にその立場を転換させ、外から基金を部分的に支持するとともに、女性基金の事務局に自らの会の会員を送り込むという行動をとったのか、そのような行動をとったハッキリ会はその後どうなっていくのか、また、そもそもハッキリ会とは何だったのか、という問いに答えて本稿を閉じよう。

ハッキリ会とは、1990年12月10日に成立した市民団体で、正式名称は「日本の戦後責任をハッキリさせる会」。フリージャーナリストの臼杵敬子が、韓国遺族会原告者達の日本での裁判その他の活動を支援するために立ち上げた市民団体で、その成立当初の運動の目的やあり方は、会の終焉まで終始貫かれた。

その点は、アジア女性基金成立直後の対応についても同様で、情勢の不利化の中で、アジア女性基金による元慰安婦達への補償実現を突破口として、何とかそれをその他の旧日本軍軍人・軍属・遺族達への補償実現にも繋げていこうと、やむにやまれず女性基金への部分的協力に踏み切り、さらにその過程で、被害者達の切実な生の声を支援者として政策実施者達に届け、少しでも被害者達が有利になるように支援し続けようとした。

しかし結局、ハッキリ会は、遺族名簿や軍人軍属への未払い給料の発見では一定の成果を挙げたものの、裁判では韓国遺族会の勝訴をかちとることができず、裁判以外での政治的解決についても、元慰安婦以外の被害者達への補償・救済は実現することができないままに、最終的には自然消滅に近い形で会の終焉を迎えてしまうのである。

では、ハッキリ会の活動とは何だったのか。ハッキリ会は、韓国へのシンパシーと被害者への共感

を抱く臼杵の会設立時の初心を終始堅持し、常に被害者達と同じ地平に立って被害者達の生の声に耳を傾け、被害者達の切実な声を政策実施者達に届け、被害者達を支援し続けようとした市民団体であったという事ができる。

なお最後に、残された課題についても言及しておきたい。それは、ハッキリ会は、トランスナショナルな市民運動の魁その他、かなり大きな可能性を持った社会運動だったと考えられるが、路線転換以降はとても苦戦した。会計担当だった中西の「ハッキリ会の〔中略〕解散時に最終会計報告をまとめた記憶はないが、銀行預金はゼロになっていたと思う。緊急ケア基金（桑田基金）は、臼杵さんの訪韓時に慰安婦のおばあちゃんや遺族などへの生活ケアに使うため、その都度、支給していた。こちらも解散時には残高ゼロだったと思う」⁽³²⁾との証言もある。なぜそのようなことになったのか。運動を進める側の問題か、女性基金に反対する勢力からの誹謗中傷が災いしたのか、裁判が長くかかりすぎたのか、はたまた90年代の政治の大きなうねりの中に飲み込まれてしまったのか等々、今はそれに答えられる準備も紙幅の余裕もない。しかし、ハッキリ会の後半の苦戦の意味を探究していく中で、1990年代の日韓の戦後補償問題や慰安婦問題をめぐる社会運動史の研究に新たな知見が得られる様にも考えられるのである。

〈参考文献〉

- 『朝日新聞』2000年1月31日夕刊第18面、「日本軍時代の未払い給与 韓国人旧軍人ら請求へ」。
- 『朝日新聞』2004年11月29日夕刊第23面、「旧日本軍の韓国軍人・慰安婦 最高裁、賠償請求認めず」。
- 浅野豊美編 2021.『[和解学叢書1=原理・方法]和解学の試み—記憶・感情・価値』明石書店。
- 臼杵敬子 1992.『現代の慰安婦たち—軍隊慰安婦からジャパゆきさんまで（新装版）』徳間書店。
- 臼杵敬子 1995.「戦後補償を阻む勢力との闘いを！『アジア平和国民基金』を監視し、利用する道の選択」『ハッキリニュース』No.43 (1995.9.12)。
- 臼杵敬子 1997a.「基金支給後、7人のハルモニたちに起きたこと」『ハッキリニュース』No.56 (1997.9.2)。
- 臼杵敬子 1997b.「日本の戦後責任をハッキリさせる会代表・臼杵敬子」『ハッキリニュース』No.57 (1997.12.10)。
- 臼杵敬子(インタビュー:天野恵一・岡真理) 1998.『「慰安婦」被害者の尊厳と人権—ハッキリ会の立場から』『インパクション』107、48-77頁。
- 臼杵敬子 2020.「慰安婦問題の現在地—徴用工問題の背景にあるもの」—水会『月刊レコンキスタ』第495号、8面。
- 大越愛子・高橋哲哉 1997.「ジェンダーと戦争責任」『現代思想』1997年9月号、132-154頁。
- 勝山泰佑 1995.『勝山泰佑写真集 海渡る恨』韓国・汎友社。
- 韓国女性ホットライン連合編/山下英愛訳『世界人権問題叢書51 韓国女性人権運動史』明石書店。
- 菊池英昭編著 2017.『旧日本軍朝鮮半島出身軍人・軍属死者名簿』新幹社。
- 木村幹 2014.『日韓歴史認識問題とは何か—歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』ミネルヴァ書房。
- 木村幹 2020.『歴史認識はどう語られてきたか』千倉書房。
- 金誠 2020.「慰安婦問題の展開—元慰安婦の告発から河野談話まで、一九九一—九三年」木村幹・田中悟・金容民編『平成時代の日韓関係—楽観から悲観への三〇年』ミネルヴァ書房、53-83頁。
- 沈揆先/箱田哲也訳 2022.『韓国最大の支援団体の実像に迫る 慰安婦運動、聖域から広場へ』朝日新聞出版。
- 自治労運動史編纂委員会編 2008.『自治労運動史 第4巻』自治労システムズ自治労出版センター。
- 鈴木裕子編 2013.『資料集 日本軍「慰安婦」問題と「国民基金」』梨の木舎。
- 「政治の空白50年、どう埋める 戦後補償」1993.『週刊アエラ』1993年11月1日号、54頁。
- 高木健一 2001.『今なぜ戦後補償か』講談社。
- 鄭柚鎮 2018.「『国民基金』をめぐる議論を再び考える—『支援者から当事者へ』という過程を中心に」富山一郎・鄭柚鎮編著『軍事的暴力を問う—旅する痛み』青弓社、194-220頁。
- 土野瑞穂 2010.「『女性のためのアジア平和国民基金』の政策過程に関する一考察—アクター分析を中心に」『人間文化創成科学論叢』第13巻、329-338頁。
- 戸田悠希 2010.「アジア女性基金に関する一研究」『立命館法政論集』第8号、261-295頁。
- 外村大編 2022.『[和解学叢書4=市民運動]和解をめぐる市民運動の取り組み—その意義と課題』明石書店。
- 中西昭雄 1996.「なぜ『国民基金』への介入を選んだか—運動の原則を通すことと問題を解決すること」『月刊 フォーラム』1996年1月号、23-35頁。
- 日本の戦後責任をハッキリさせる会『ハッキリ通信』第1号～第5号(1991～93年)、『ハッキリニュース』No1～No57(1991-97年)。
- 桑郁彦 1999.『慰安婦と戦場の性』新潮社。

朴裕河 2014.『帝国の慰安婦—植民地支配と記憶の闘い』朝日新聞出版。

玄武岩 2022.『〈ポスト帝国〉の東アジア—言説・表象・記憶』青土社。

玄武岩・金敬默編 2021.『新たな時代の〈日韓連帯〉市民運動』寿郎社。

本庄十喜 2016.「戦後補償問題の歴史的展開と加害者意識」日本科学者会議編『日本の科学者』583、12-17頁。

松井聖一郎 1992.「太平洋戦争犠牲者遺族会」内海愛子・越田綾・田中宏・飛田雄一監修『シリーズ・問われる戦後補償 別冊 ハンドブック戦後補償』梨の木舎、28-29頁。

村山富市・和田春樹編 2014.『デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金』青灯社。

山下英愛 2022.『新版 ナショナリズムの狭間から—「慰安婦」問題とフェミニズムの課題』岩波書店。

山手治之 2004.「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件—日韓請求権協定2条の解釈を中心に」『京都学園法学』第2・3号、53-74頁。

梁順任 1991.「わが遺族会の活動と要求 加害者と被害者の傷の治療を」ハッキリ会『ハッキリ通信』第2号、48-50頁。

尹貞玉／鈴木裕子編 2003.『平和を希求して—「慰安婦」被害者の尊厳回復へのあゆみ』白澤社。

和田春樹 2016.『アジア女性基金と慰安婦問題—回想と検証』明石書店。

和田春樹・西野瑠美子(司会・鶴飼哲) 1998.「鯨鯨のかたち—検証『慰安婦』問題」『インパクション』107、6-34頁。

〈URL〉

赤石晋一郎 2020.『「挺対協」“嫌韓”を作った組織の30年 #2』文春オンライン (<https://bunshun.jp/articles/-/38178?page=2>)、2023年4月29日アクセス。

NPO 法人 C2SEA 朋(シートゥーシーとも) ブログ (<https://blog.goo.ne.jp/c2sea-tomo/e/58b3b5652ac97f2a08af794dbe238658>)、2023年4月29日アクセス。

『東京新聞』1997年7月24日の記事。ハッキリ会 HP 掲載。(http://www.zephyr.dti.ne.jp/~kj8899/kai_news.html#%E5%85%A5%E5%9B%BD)、2023年7月7日アクセス。

「日本戦後補償裁判総覧」[制作・管理者：山本晴太] (https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/563/062563_hanrei.pdf) 2023年7月10日アクセス。

日本の戦後責任をハッキリさせる会 HP (<http://www.zephyr.dti.ne.jp/~kj8899/hakkiri-kai.main.html>)、2023年4月29日アクセス。

(1) 本稿でいう慰安婦問題とは、「歴史認識問題として

の慰安婦問題」のことである。そういった捉え方については、木村(2014、2020)を参照のこと。

(2) 1995年7月19日に成立し、2007年3月末をもって解散。活動は、フィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシアに対して行なわれ、その主な内容は、(i) 総理のお詫びの手紙(アジア女性基金理事長の手紙も添える)に加えて、(ii)「償い金」として200万円、(iii)「医療・福祉支援事業」として300万円相当(フィリピンは120万円相当、物価勘案)のお金を支給するというものであった。中国、北朝鮮、マレーシア、東チモールについては、慰安婦被害者がいたことが知られているが、これらの国々の被害者にはさまざまな理由でアジア女性基金の「償い事業」は実施することができなかった(村山・和田編 2014: 42-46)。

(3)「抗議声明/国内33団体・海外4団体・12個人(1995年6月15日)」(鈴木 2013: 198-199)。

(4) 戦後補償という用語について本稿では、高木健一の以下の理解に従って用いる。「戦争の加害国が被害者個人に対して『償う』という観点から生まれたのが『戦後補償』ということばである。『戦後責任』が現状に回復するための作業であるとすれば、戦後補償とは戦争被害者の人権救済として、具体的な金銭的補償を行なうことである」(高木 2001: 34)。また、戦後補償問題の歴史的展開については、本庄(2016)を参照のこと。

(5) 韓国遺族会とハッキリ会では、彼女たちのことを「従軍慰安婦」という呼称ではなく、「軍隊慰安婦」と呼び、旧日本軍の軍属の一部と位置付けて、裁判を闘った(臼杵 1992: 210)。

(6) 秦郁彦の「大越愛子が『中略』女性基金派の臼杵敬子を『工作部隊員』とのしる」との記述によった(秦 1999: 353)。なお、秦はこの部分について同書356頁注(13)で、「『現代思想』九七年九月号の対談における大越愛子発言」としている。

(7) 救援連絡センター事務局長などを務め、社会運動の分野では著名な人物。

(8) 臼杵敬子氏からの聞き取り。2022年5月20日、丸亀市市民交流活動センター・マルタスにて。

(9) このあたりの事情を臼杵は、天野恵一との対談で以下のように語っている。「高木さんは宋さんとサハリン問題でいろいろぐちゃぐちゃになって、また宋斗会さんが絡んでるんだったらちょっと自分も受けづらいから、その辺の関係を整理したうえでやるというふうにしてくれと、遺族会の方に注文出したことは事実なんです」(臼杵 1998: 54-55)。

(10)『ハッキリニュース』57(1997.12.10: 8)。

(11) 臼杵敬子氏からの聞き取り。2022年5月20日、丸亀市市民交流活動センター・マルタスにて。

(12)『ハッキリニュース』17(1993.2.15: 8)に載ってい

る山中幸男「『緊急ケア基金』の内容」によると以下のようなになる。

(元ハッキリ会会員桑田博の四十九日〈1993年2月13日〉に－引用者)、「奥様の招きで、通夜・告別式など葬儀を手伝ったメンバーが、ご自宅に久しぶりに集まり〔中略〕私から〔中略〕桑田さんが残されたカンパ金6万2250円を桑田さんの遺志を体したものとしてありがたく受け入れること。これを初回金として補償請求訴訟の原告・戦争被害者への『緊急ケア』を呼びかける〔中略〕。そして基金の名称を、今後『桑田基金』と呼ぶことにしたいと報告しました。〔中略〕緊急ケア『桑田基金』をハッキリ会が運営していくことは、その遺志を継ぐことであると確信します」。

(13)「日本戦後補償裁判総覧」参照。

(14)『朝日新聞』2004年11月29日夕刊第23面。

(15) 名簿はその後にも探索が続けられ、最終的に、1993年から韓国遺族会の裁判支援に参加した菊池英昭によって、2017年に公開された。(菊池2017)。

(16) この事実は、『朝日新聞』の記事でも確認できる(『朝日新聞』2000年1月31日夕刊第18面)。また、資料中で■杵が「ある時」と言うのが1997年末だというのも、この記事からの確認である。

(17) 元ハッキリ会会員勝山泰佑の写真集(勝山1995)からは当時の様子がリアルに伝わってくる。

(18) 自治労第101回中央委員会に韓国遺族会が招待され、その付添いとして行動を共にしたのがハッキリ会であった。この時のハッキリ会からの付添いは姜聖信で『ハッキリニュース』21〈1993.6.30:5〉に参加記が掲載されている。そしてこの自治労第101回中央委員会での出会いを経て、韓国遺族会－ハッキリ会－自治労の共同行動が多くみられるようになり、『ハッキリニュース』や自治労中央機関紙『じちろう』等にもそれらの様子がたびたび報告されるようになる。「自治労、ハッキリ会はともに、あくまで個人補償と謝罪を求めて運動するという目標を掲げ、この間の政治状況、また被害者たちに対する現状認識の中で国民基金にかかわっている」(『ハッキリニュース』44〈1995.10.27:4〉)といった記述等もそれらのうちの1つである。

(19) 正式名称は、「韓国挺身隊問題対策協議会」。設立は1990年11月16日。秦郁彦によると以下のようなになる。「一九九〇年十一月、尹貞玉と同僚の李効再教授(社会学)を共同代表に戴く挺対協が結成された。七月に生れた挺身隊研究会(会長鄭鎮星)を母体に、韓国女性団体連合会を含む三十余の女性団体が寄り集まる連合体で、やがて日本政府の謝罪と補償を要求する有力な圧力団体へ成長する。その後、類似の運動体が日韓だけでなく、アジアの近隣諸国にも次々に生まれるなかで、挺対協は総本山の役割を果たすこ

とになった」(秦1999:18-19)。

そしてその後、2016年に設立された「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶財団」と組織統合し、2018年7月、現在の名称である「日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯」(略称:正義連)に改称して今に至っている。

(20) この点は、ハッキリ会HP掲載の『東京新聞』1997年7月24日の記事によると以下のようなになる。

慰安婦一時金に協力の女性 韓国政府が入国禁止措置『東京新聞』1997年07月24日【ソウル23日共同】韓国政府筋は二十三日、日本の「女性のためのアジア平和国民基金」(原文兵衛理事長)が今年一月に韓国の元従軍慰安婦に一時金などを支給した際に協力した日本の女性市民運動家に対して、韓国政府が十四日付で入国禁止措置を取ったことを明らかにした。〔中略〕入国禁止措置の対象となったのは「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の臼杵敬子代表(49)。臼杵代表は基金の一時金を受け取りたいという元慰安婦の要望を同基金に伝えるなどし、基金活動の懸け橋的な役割を果たしてきた。基金の一時金支給に反対している「韓国挺身隊問題対策協議会」(挺対協)などが四月、臼杵代表の韓国入国を認めないよう韓国法務省に要求、韓国政府がこれを受け入れる形となった。(下線は引用者)

なお、この記事に対しては、HP管理者の原田信一により、「*この記事について『挺対協』は何の反応もしていない。日本での記者会見で報道は事実かと問われた際、尹貞玉、金允玉両共同代表は、『失礼な質問だ。人権の視点にたつという公的報道機関にあるものとして、記者魂はどうしたのか』とはぐらかして答えず、結局、事実を否定しなかった」との注釈がつけられている。

(21) 注(6)参照。

(22) 臼杵(1997a:2-4)の中で紹介されている。またそこには、「7人のハルモニの話や韓国からのニュースソースに基づいて整理したものです。こうした支援団体との軋轢はこれまでなるべく避けてきましたが、5月以降、7人に対する差別が公然化した以上、日本でこの問題に取り組んでいる関係の方々にも知って頂こうと思い、まとめました」という臼杵のコメントも付されている。

また、この点について、鈴木(2013:54)、山下(2022:177-178)も参照のこと。元慰安婦の金田やハッキリ会の理解と異なる解釈が述べられているが、このように言ったという事実は動かない。

(23) この点、元ハッキリ会会員の中西昭雄・番場友子両氏の共通認識として、以下のような証言を中西氏よりメール(2023年1月7日付)でいただいた。

「『基金』職員に原田さんが入ることになり、白杵さんが韓国で慰安婦たちに『基金』の説明や希望聴取などの交流を深める活動に時間を割くようになって、ハッキリ会の活動は低調になっていく。会の事務所も96年夏に閉じて再び寒灯舎に間借りすることにし、『ニュース』の発行・郵送も少なくなり、開店休業状態になっていった。〔中略〕ハッキリ会は裁判支援などの地味な活動だけになり、地裁判決（2001年3月）、控訴審判決（2003年7月）、最高裁上告棄却（2004年12月）後は、『アジア女性基金』の解散を控えて、そのフォローアップ事業を引き継ぐ、NPOのC2SEA設立（2007年1月）に流れていった。『『女性基金』の設立後、白杵さんの行動の中心が『基金』になり、ハッキリ会は開店休業状態で、自然解散になっていきました」。

(24) 白杵敬子氏からの聞き取り。2022年5月27日、丸亀市市民交流活動センター・マルタスにて。

(25) この点、一例を挙げると、戦後50周年国会決議採択を進める動きに対して急激に巻き起こった反対運動の力は強く、わずか半年ほどで自民党議員の3分の2が決議採択に反対する「終戦50周年国会議員連盟」に入るという「驚くべき事態」（和田・西野1998: 8、両者の座談会での和田の発言）が発生した。

(26) 『ハッキリニュース』43〈1995.9.12: 2〉。

(27) この点、『ハッキリニュース』54〈1997.2.20: 7〉では、「この間、戦後補償運動団体は女性基金賛否に分

裂してきた。しかし女性基金は戦後補償の一つの突破口として位置付けるべきで、つぶすことによって戦後補償の道が開けると考えるのは余りにも短絡している。むしろ、基金に関わりながら戦後補償実現を模索すべきではないだろうか」と述べられている。

(28) 『ハッキリニュース』43〈1995.9.12: 2〉。

(29) 『ハッキリニュース』43〈1995.9.12: 3〉。

(30) 2023年5月27日の現代韓国朝鮮学会第27回定例研究会での筆者の報告（「ハッキリ会の活動の全容とその評価をめぐって―戦後補償運動、慰安婦問題、アジア女性基金―」）の際、討論者の浅野豊美氏より、『ハッキリニュース』に掲載される「会計報告」から、会員数の概数の推移がわかるのではないかと示唆をいただいた。「会計報告」は、会費とカンパが合計された額しか書かれておらず、また各年度毎に整理されているわけでもないもので、凡その事しか言えないが、例えば、『ハッキリニュース』55〈1997.6.1: 10〉掲載の「会計報告 1996年7月～97年5月」の数値で試算すると、年会費+カンパ（197件）で1,680,000円の収入、年会費は4,000円なので、カンパが0円だったと仮定しても、 $1,680,000 \text{ 円} \div 4,000 \text{ 円} = 420 \text{ 人}$ という事になり、最盛期の700人と比べるとかなり減少していることが推定できる。

(31) 『ハッキリニュース』43〈1995.9.12: 4〉。

(32) 元ハッキリ会会員中西・番場両氏の共通認識。中西氏よりのメール（2023年1月7日付）による。